

# 第2次黒潮町男女共同参画計画

～ ささえあい みんな輝く 黒潮のまち ～



【 男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をめざして 】

黒潮町では、平成27年3月に黒潮町男女共同参画計画の初版を策定していますが、今回計画の見直し（第2次改定）を行い、その概要版を作成しました。

## 男女共同参画はどうして必要なのか？

男女の生活様式や価値観の多様化など、私たちを取り巻く環境が変化するなかで、男女がそれぞれ持っている個性や能力を活かせる社会づくりが求められており、必要性が高まっています。

## 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。つまり、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会をイメージしています。

## 計画策定の趣旨

豊かで活力ある社会、人々が将来に夢を持つ社会の形成のために、男性も女性もお互いにその人権を尊重しながら、家庭における子育て・介護をはじめ地域社会の課題の解決などを、全ての人々が性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが責任を担い、その個性や能力を十分に発揮していくことができる社会の実現を目指し、総合的な取り組みの指針を取りまとめ、黒潮町男女共同参画計画を策定しました。

## 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

## 計画の策定方法

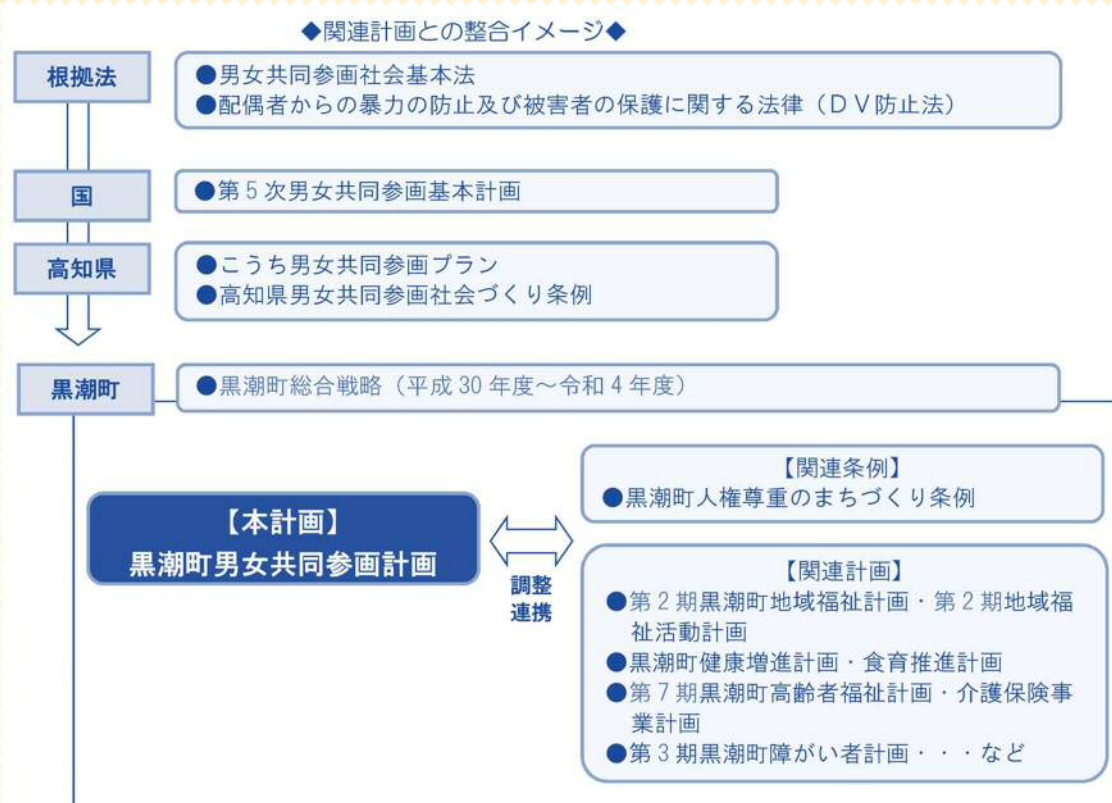
計画の策定にあたり、本町在住の18歳以上の住民を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を調査し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

また、計画の策定にあたっては、アンケート調査を通して住民意識や意見等を把握するとともに、教育、福祉分野の専門職や各種団体・組織の関係者などから構成される「黒潮町男女共同参画計画策定委員会」に諮りました。

## 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画（市町村男女共同参画計画）であり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた基本方針並びに具体的事業等を示すものです。

なお、本計画は、上位計画である「黒潮町総合戦略」をはじめ、「第2期黒潮町地域福祉計画」「第2期黒潮町健康増進計画」等、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。



# ～ ささえあい みんなが輝く 黒潮のまち ～

【基本目標1】  
ともに認め合うまちづくり

【1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

【2】学びの場における男女共同参画の推進

【3】多様性を尊重する社会の実現

【基本目標2】  
ともにいきいきと活躍できるまちづくり

【1】政策方針決定過程における男女共同参画の推進

【2】働く場における男女共同参画の推進

【3】男女の仕事と家庭の両立支援

【4】地域社会における男女共同参画の推進

【基本目標3】  
ともに安心して暮らせるまちづくり

【1】生涯を通じた男女の健康づくり

【2】男女がともに支え合う福祉環境づくり

【3】あらゆる暴力と虐待の根絶

## 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、計画（PLAN）→実行（DO）→点検・評価（CHECK）→改善（ACT）に基づく進行管理（PDCAサイクル）の考え方に基づき、常に改善を図ります。また、部署間の連携や調整を図り、相互チェック機能や専門部署の見地からみた助言、協働体制の構築を目指します。

◆参考/PDCAサイクルのプロセスイメージ◆



## 新しい取り組み

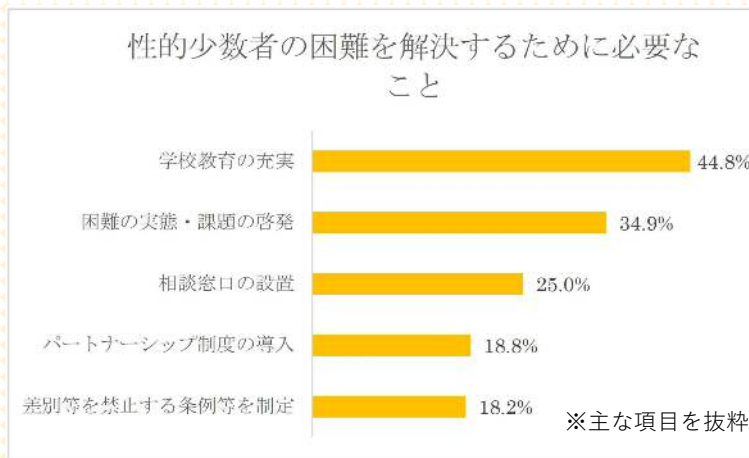
# 多様性を尊重する社会の実現

## 現状と課題

同性同士の恋愛・性愛についての偏見や差別に苦しんでいる人々がいます。

また、こころの性とからだの性が一致しないために違和感を感じており、職場等で不利益な取扱いを受けることがあります。地方自治体では、同性カップルに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等に近いものであると承認し、自治体独自の証明書等を発行するパートナーシップ制度を導入する自治体が増えてきています。

## アンケート結果



性的少数者の困難を解決する方法として、「学校教育の充実」や「困難の実態についての啓発」、「相談窓口の設置」、さらには「パートナーシップ制度の導入」などが高い割合を占めました。

## 取り組みの方向

- 多様性を尊重する社会の実現に向けて、性的指向・性自認に関する基本的な考え方を理解習得するための人権教育・啓発を推進します。
- こころとからだの性が一致しない人たちに対する偏見や職場での不利益な取扱いを受けることがないよう企業や地域社会において、啓発を実施します。

※完全版については、黒潮町のホームページに掲載しています。

## 相談窓口

こうち男女共同参画センター ソーレ	088-873-9100
女性相談支援センター	088-833-0783
黒潮町役場地域住民課人権啓発係	0880-55-3113

## 問い合わせ先

黒潮町役場地域住民課人権啓発係	0880-55-3113
メール相談（人権問題全般）	10240020@town.kuroshio.lg.jp